資料５-３

第 48 回対策本部員会議資料
令和４年２月１日
商工労働観光部

「いわて旅応援プロジェクト（第２弾）」を一時停止する場合の運用について

本県がまん延防止等重点措置区域（以下「重点措置区域」という。）と**なった場合の「いわて旅応援プロジェクト（第２弾）」**については、**重点措置区域となった日の翌日午前０時から新規予約の受付を停止**し、さらに**重点措置区域となった日の８日後から既存予約分についての割引及びクーポン配付を停止**する。

１　いわて旅応援プロジェクト（第２弾）を一時停止する場合の運用

(1)　停止対象

岩手県、宮城県及び秋田県の居住者

なお、青森県居住者は、青森県が重点措置区域となった１月27日から割引を停止済

(2)　新規予約受付の停止

重点措置区域となった日の翌日午前０時から新規予約の受付を全て停止

なお、既に、１月27日から秋田県居住者からの新規予約の受付を停止済

(3)　既存予約分の割引の停止

重点措置区域となった日の８日後の宿泊・日帰り旅行分から割引を停止

２　キャンセル料の取扱い

重点措置区域となった日から７日後までにキャンセルの申し出があった予約を対象に、約款等に基づくキャンセル料相当額を県が負担する（予約者のキャンセル料負担なし）。

３　再開時期

重点措置区域が終了した日の翌日の午前０時から再開する。

なお、感染状況等によっては、重点措置区域の終了後も一時停止を延長する場合がある。

（参考）いわて旅応援プロジェクト（第２弾）の概要

１　実施期間

令和３年10 月１日（金）から令和４年３月 10 日（月）宿泊分まで

２　割引等対象

岩手県、青森県、宮城県及び秋田県の居住者（令和３年 12 月 11 日から隣県拡大）

３　事業内容

- 県内旅行の宿泊代金等を宿泊施設又は旅行会社で割引（旅行商品代金の 50%、１人当たり５千円が上限）
- 土産物店等で利用可能な２千円のクーポン券を宿泊施設又は旅行会社で配布

４　感染対策（割引条件）

宿泊施設・旅行会社は宿泊・出発前時に、対象者の「予防接種済証等」又は「検査結果通知書」の確認が必要